

京都府立宇治支援学校PTA選出規約

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 推薦委員会
- 第 3 章 本部役員の選出
- 第 4 章 選出及び互選結果の発表

第1章 総 則

(目次)

第 1 条 この規定は京都府立宇治支援学校PTA 規則第8条(役員の選出)に基づく選出について定める。

(候補者)

第 2 条 候補者は次のとおりとする。

- ① 京都府立宇治支援学校 PTA 会員資格のある者(新年度に会員資格を喪失する者を除く)は、本規定による選出の候補者資格を有する。
- ② 候補者は、1 家庭につき1 人とする。

第2章 推薦委員会

(選出業務)

第 3 条 本部役員の選出に関し、推薦委員会を設ける。

- ① 推薦委員会は、年度内に本部役員候補者を選出する。
- ② 推薦委員会は、本部役員の選出に関し立候補者が定数に満たなかった場合、速やかに抽選選出の為協議・決定を行う。
- ③ 推薦委員会によって選出された本部役員候補者は、総会によって承認を得るものとする。

(構成)

第 4 条 推薦委員は、本部役員経験者2名、教職員から1名、計3名の委員によって構成される。推薦委員長は委員の互選により選ばれる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は委託を受けた日から1 年とする。

第3章 本部役員の選出

(選出する役員)

第6条 選出するPTA本部役員は次のとおりとする。ただし、教職員については教職員の互選によるものとする。

PTA本部役員	5名
次点候補	3名

(選出の時期)

第7条 役員の選出は1月に行うこととし、2月末までを目処とする。

(通告)

第8条 役員選出の必要が生じたとき、会長はただちに推薦委員長に通告をする。

(告示)

第9条 推薦委員長は前条の通告を受けた時、ただちに推薦委員会を開き選出方法及び日程などについて議決するとともに告示をする。

(選出方法)

第10条 役員の選出方法は、立候補及び抽選とする。

(立候補届)

第11条 立候補者の届出は、推薦委員会が定めた要領によって行う。

(抽選)

第12条 抽選は、選出規約第14条①の規定により役員を免除されるものを除く者から、選出規約第14条②の規定により推薦委員会が定めた方法により行う。

(抽選の方法)

第13条

- ① 本年度小学部1学年から本年度中学部3学年までの保護者のうちから本部役員への立候補者を除いた、最大5名を抽選により選出する。
- ② 前項の規定により選出されたものに加え、次点候補者として3名を抽選により選出する。
- ③ 第13条①の規定により選出された者が、第14条②の規定により役員を辞退する場合、前項の規定より選出された者から役員に繰り上がっていくこととする。

(役員の免除及び辞退)

第14条

- ① 次の各号に該当する者は、役員を免除される。
 - イ) PTA 本部役員経験者
 - ロ) 妊娠中・入院中
 - ハ) 未就学児のいる保護者(新1年生を含む)
- ニ) 重度の病気(寝たきり・障害等)の PTA 会員
- ホ) 訪問教育を受けている児童生徒の保護者
- ② 前項各号・I 該当する者以外の者・ あつては、役員互選会で新役員全員の了承を得た場合に限り、役員を 辞退することが出来る。
- ③ 第14条①イ・ 該当する者の家庭は、原則として以降の役員を免除される。ただし、PTA 本部役員 候補することを妨げない。
- ④ 前項の免除対象家庭に兄弟姉妹が在籍する場合、免除の判定は役員任期期間中 最も年少の在籍児童生徒を基準とする。ただし、役員任期(2 年)を満了した後に、さらに年少の児童生徒が入学・転入学した場合は、基準とされた児童生徒が本校・ 在籍している期間に限り、免除を継続する。
- ⑤ 前項の基準となる在籍児童生徒が本校の在校生ではなくなった時点で、この免除規定は適用されない。
- ⑥ 第14条①の規定により役員免除を希望する者は、毎年、PTA 本部役員免除申請書を、学級担任を通じて推薦委員会へ届出なければならない。届出がない場合は、抽選の候補者となる。

第4章 選出及び互選結果の発表等

(選出結果の発表)

第15条 推薦委員会は、本部役員の立候補及び抽選結果を速やかに会員 に発表するものとする。

(役員互選結果の報告)

第16条 推薦理委員会は、本部役員の互選結果(役職・氏名)を速やかに会員・ 発表するものとする。